

## 浜松市農業経営改善計画認定要領

### (趣旨)

第1条 浜松市(以下「市」という。)は、今後の市農業を担っていく農業者を育成していくために、農業経営を効率的かつ安定的に行おうとする農業者が作成する農業経営改善計画の認定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。)及び農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年。農林水産省令第34号。)その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (認定の方法)

第2条 今後の農業経営を効率的かつ安定的に行おうとする農業者が作成する農業経営改善計画については、その作成段階から市、農林事務所、農業協同組合、農業委員会事務局、認定農業者協議会等で構成する浜松市担い手育成総合支援協議会(以下「支援協議会」という。)により指導・助言をするものとする。

2 農業経営改善計画の認定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、前項の協力を経て農業経営改善計画認定申請書(以下「申請書」という。)に所定の事項を記入し市に提出する。

3 市は、前項の申請書を受け取った後、農業経営改善計画の認定又は却下を行うものとする。

4 市により認定又は却下を行ったときは、市長は速やかに申請者に対してその旨の通知を行うものとする。なお、認定の場合は農業経営改善計画認定書を交付し、却下の場合は指導事項を付して通知するものとする。

5 前項と併せ、市長は必要に応じ、認定した旨を農林事務所、農業協同組合及び農業委員会事務局(以下「関係機関」という。)に通知するものとする。

### (申請者の要件)

第3条 申請者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 農業経営改善計画を作成し、その計画達成の意思がある農業経営主又は常時農業従事する後継者であること。

(2) 市内で農業経営を営む者、又は営もうとする者であること。ただし、農業経営改善計画による経営展開地区が他市町村を含むものである場合は、それぞれの市町村での農業経営改善計画の認定につとめること。

### (認定の基準)

第4条 農業経営改善計画に記載された目標所得額が、別表に規定する市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)の目標とする所得に達すると判断されるものであることとする。

2 主たる従事者1人の場合は、平地農業地域400万円程度、中山間地域300万円程度とする。

3 農業経営改善計画に記載された5年後の目標所得額が前2項を下回る場合は、5年後の目標所得額を基本構想の目標とする所得額の80%を下限として認めることができるものとする。

4 農業経営改善計画の申請年度において、基本構想の目標とする所得が達成している農業者に関する農業経営改善計画については、その内容がより以上の所得目標を掲げているもの、若しくは労働生産性の改善を図ろうとするものであることとする。

(農業経営改善計画の変更)

第5条 農業経営改善計画について、第12条の2に基づき変更の認定を受けようとするときは、農業経営改善計画変更認定申請書(以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 農業経営改善計画の変更が必要な場合は、次に掲げるものとする。

(1) 農業経営改善計画の申請者住所、氏名、目標とする営農類型等の変更、追加

(2) 共同申請による申請者の追加

3 認定農業者が農業経営を継続することが困難となった場合であって、その経営を継承する農業者が農業経営改善計画書の内容を引き続き継続する意思があり、かつ農業経営改善計画の達成の見込みが確実であると認められる場合に限り、認定者の氏名または名称を変更して農業経営改善計画書の認定を継続できるものとする。この場合、変更申請書を市長に提出しなければならない。但し、認定期間は当初認定の期間内とする。

5 農業経営改善計画の変更の認定に係る手続は、第2条に準ずる。

(農業経営改善計画認定の取消し及び認定辞退の承認)

第6条 市長は、認定農業者が農業経営改善計画に準じた営農を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、認定農業者が、自己都合により農業経営を中止した場合は、認定辞退届の受理をもって取り消すものとする。

3 市長は、農業経営改善計画の認定を取り消したときは、当該認定に係る氏名等を関係機関に通知する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、農業経営改善計画の認定について必要な事項は別途定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月25日から施行する。

2 この要領は、平成21年1月20日から施行する。

(経過措置)

3 浜松市農業経営改善計画認定事務要領(平成7年3月23日施行)において認定を受けた経営改善計画及び農業経営改善計画認定事務要領の引継ぎに関する要領(平成17

年7月1日施行)において効力を有するとされた経営改善計画については、認定の有効期限までの間は本要領で認定されたものとみなす。

別表(第4条関係)

| 地 域                             | 年 間 所 得 目 標                         |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| 平地農業地域(浜松、浜北、舞阪、雄踏、細江、引佐、三ヶ日地域) | 1経営体当たり750万円程度                      |
| 中山間地域<br>(天竜、春野、佐久間、水窪、龍山地域)    | 1経営体当たり600万円程度<br>市長が特に認めるもの300万円程度 |

備考

- 1 引佐地域の内、振興山村地域(旧伊平・鎮玉村)については、経営内容を勘案し中山間地域とみなす。
- 2 この表において市長が特に認めるものとは、その者の経営を展開する地域が急傾斜地等、農業経営基盤がぜい弱な地域で経営体の所得が農業のみでなく他産業の所得を含めて成り立つ経営体を対象とし、その内の農業所得の金額とする。